# 「児童ポルノ禁止法」一部改正法案の概要

※「児童ポルノ禁止法」の正式名称

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

## 「児童ポルノ禁止法」改正の趣旨

児童ポルノに係る行為の実情

児童の権利の擁護に関する国際的動向

etc.

- 1. 適用上の注意規定の明確化
- 2. 児童ポルノ所持等の禁止
- 3. 自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則の新設
- 4. インターネットの利用に係る事業者の努力規定の新設
- 5. 被害児童の保護のための措置を講ずる主体及び責任の明確化

#### 1. 適用上の注意規定の明確化

法律の適用に当たり「児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護し その権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用す るようなことがあってはならない」ことを明示

### 2. 児童ポルノ所持等の禁止

何人も、みだりに、<u>児童ポルノを所持し</u>、又は<u>これに係る電磁的記録を保管してはならない</u>。 (罰則なし)

#### 3. 自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則の新設

自己の性的好奇心を満たす目的で、

- ①児童ポルノを所持した者
- ②児童ポルノに係る電磁的記録を**保管**した者
- → 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

#### 4. インターネットの利用に係る事業者の努力規定の新設

インターネットの利用に係る事業者は、捜査機関への協力、管理権限に基づ く情報送信防止措置その他インターネットを利用した児童ポルノの所持、提供 等の行為の防止に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 5. 被害児童の保護のための措置を講ずる主体及び責任の明確化

被害児童の保護措置につき、<u>厚生労働省、法務省、都道府県警察、児童相談</u> 所及び福祉事務所の例示により、主体及び責任を明確化

#### 6. その他

(1) 施行期日

公布の日から起算して20日を経過した日

※ 自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての<u>罰則は、本法施行日から1年間は、</u> 適用しない。

#### (2) 検討規定

- ①<u>児童ポルノに類する漫画等(漫画、アニメ、CG、擬似児童ポルノ等)</u>と児童の権利を侵害する行為 との関連性に関する調査研究
- ②インターネットによる児童ポルノに係る情報の閲覧の制限(<u>いわゆる「ブロッキング」</u>の措置)に 関する技術の開発の促進
- → 施行後3年を目途として、①、②等を勘案しつつ検討、その結果に基づく必要な措置